

令和5年4月27日

茂原市監査委員 風戸 博恭 様
茂原市監査委員 山田 広宣 様

茂原秋まつり運営協議会
会長 伊藤 義永

監査結果に対する措置通知書

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じたので、通知いたします。

(対 令和4年10月18日付け茂監第110号)

茂原秋まつり運営協議会
監 査 結 果
<p>・秋まつり運営協議会の補助金に係る事務手続きについては、提出書類や領収書に一部不備が認められたことから、適宜、商工観光課に確認をしながら適正な事務処理を行われたい。</p> <p>また、補助対象事業に係る会計処理の一部を秋まつり運営協議会を構成する地区単位で行っていたことから、会計事務については、透明性確保のため秋まつり運営協議会において一括して行われたい。</p>
措 置 内 容
<p>・秋まつり運営協議会の補助金に係る事務手続きについては、新たに茂原市商工観光課と協議して作成したマニュアルを基に、適正な事務の確認と処理を行う。</p> <p>また、補助対象事業に係る会計処理については、透明性確保のため秋まつり運営協議会において一括して行う。領収書については、宛名を「茂原秋まつり運営協議会」に統一するとともに、記載内容に漏れが無いよう周知した。</p>